

# 昇降機保守点検業務委託契約書（案）

沖縄県立那覇西高等学校 校長 仲吉 健一（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、次のとおり昇降機保守点検業務委託  
契約（以下「契約」という。）を締結する。

- 1 委託業務の名称 昇降機保守点検業務委託契約
- 2 実施場所 沖縄県立那覇西高等学校  
沖縄県那覇市金城3丁目5番地1

（総則）

第1条 乙は、契約書及び別紙仕様書で定めた業務（以下「委託業務」という。）を行わなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、沖縄県長期継続契約を締結する事ができる契約を定める条例に基づき3年間とする。

（契約金額）

第3条 本契約に基づく契約金額は、総額 円とする。

うち本体額 円

取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円

（「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

- 2 この契約の契約金額の支払いは、次の額に消費税額及び地方消費税の額を加えた額とする。但し、委託業務の実施期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は日割計算によるものとする。 年額 円、月額 円
- 3 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき得た額とする。ただし沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められるときは、免除することができる。

（業務責任者）

第5条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者を定め、甲に通知するものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(委託業務の調査報告)

第8条 甲は、必要と認める場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合には、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項以外の事由により、人件費等が契約年度当初の想定を大幅に上回った場合は、甲と乙とが協議のうえ単価の見直しを行い、委託料の変更をする必要があるときは、書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負わなければならない。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときもまた同様とする。

(業務報告)

第11条 乙は、委託業務を実施したときは、遅滞なく業務報告書及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により委託業務を履行する見込みがないと認められる場合。
- (3) その他、乙の違反行為により契約目的を達する事ができないと明らかに認められる場合。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員

をいう。以下同じ。) であるとき。

- (5) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (9) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
  - (10) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合。
- 2 甲は、前項第1号から第8号までの定めにより当該契約を解除する場合は、違約金として第3条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条第4号から第8号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対して契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(天災等による契約不履行)

第16条 乙は、天災等の事故のため契約の履行が出来ない場合、又、天災等の不可抗力により甲に損害が生じた場合、甲と乙により協議するものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査について)

第 17 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。また、甲は必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従う他、甲乙協議して決定するものとする。

契約の成立の証として契約書二通を作成し、甲及び乙が記名押印した上、各自一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番地 1  
名 称 沖縄県立那覇西高等学校  
代表者 校 長 仲吉 健一 印

(乙) 住 所  
名 称  
代表者 印

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57 号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

**第4** 乙は、個人情報取扱責任者(この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。)を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

(収集の制限)

**第5** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

**第6** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第7** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第8** 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第9** 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。  
(再委託の禁止)

**第10** 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

(資料等の返還等)

**第11** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

(検査及び報告)

**第12** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

**第13** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

**第14** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

**第15** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

**第16** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

# 昇降機保守点検業務委託仕様書

## 1 適用

本仕様書は、沖縄県立那覇西高等学校昇降機保守点検業務に適用する。

## 2 対象設備

別紙－1 『昇降機設備概要』

場所：沖縄県立那覇西高等学校

沖縄県那覇市金城3丁目5番地1

## 3 業務の内容

乙は、対象設備を正常かつ良好な運転状況を保つよう、契約に基づく業務を次のとおり実施すること。（POG契約）

(1)保守点検内容については、次のとおりとする。

### ①点検・手入れ保全

(ア) 定期的に計画的な点検・手入れの保全（給油・調整・清掃等）を実施すること。

(イ) 点検・手入れの保全箇所・機器・内容は、国土交通省大臣官房庁修繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下共通仕様書と略）の第2編第7章第2節エレベーターの「7.2.4 点検共通事項」の「7.2.6 ロープ式エレベーター（機械室なし）」の表「周期B」に基づき実施すること。その際、対象設備は「高稼働」「人事院」に当てはまらないものとする。

### ②リモート点検

(ア) 対象設備の運転状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に対象設備を構成する機器及び運転機能を点検すること。

(イ) 点検する項目・内容は「リモート点検（遠隔機器点検）内容」（別表Ⅰ）のとおりとする。

### ③消耗部品の供給

(ア) 作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩擦・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給すること。

(イ) 消耗部品の範囲は、「消耗部品」（別表Ⅱ）のとおりとする。

なお、上記別表Ⅰ～Ⅱに定めのない保守点検内容については、共通仕様書の第2編第7章「搬送設備」の「POG契約」の内容に準じる。

(2)建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び検査報告を行うこと。

(3)故障連絡のあったときは、速やかに対応すること。

## 4 故障・緊急時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見した場合や修理、取替え等の修理を必要と判断した場合には、直ちに甲に報告し、協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

## 5 故障・緊急時の対応

(1) 災害、事故、故障等の緊急事態に対し、最善の手段で対処すること。

なお、故障・災害等によりエレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、迅速に復旧措置を講じ、またその経過を甲に報告しなければならない。

## 6 安全の確保

関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に努めると共に、危険を伴う業務の実施においては、乙の責任において十分に安全を確保しなければならない。

## 7 業務責任者・業務従事者

(1) 乙は、昇降機検査資格者の資格を有する者を業務責任者として選任し、契約締結後速やかに業務責任者選任通知書（別紙－２）により甲に通知すること。

なお、業務責任者を変更したときは、速やかに業務責任者選任通知書により甲に通知すること。

(2) 本業務のうち、法令、本仕様書で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこと。

## 8 修理又は部品の取替え

(1) 点検又は緊急の際の対処の結果、修理又は部品の取替えが必要である場合は、甲へ速やかに報告すること。

(2) 災害、事故、故障等の緊急事態に備え、交換部品等が円滑に調達できる体制を整えておくこと。

(3) 部品等は、製造メーカーの純正使用品を使用すること。

（純正仕様以外の場合は、甲の承諾を得ること。）

## 9 業務報告書

業務を完了したときは、次の書類を遅滞なく甲に提出すること。

(1) 業務実施報告書（毎月）

(2) 定期検査報告書（建築基準法第12条第3項関連）

(3) その他甲が必要と認め提出を求めた書類。

## 10 機材等の負担区分

この業務の遂行に必要な計器、工具、機材等は、原則として乙が負担するものとする。但し、電力、用水は無償で供与する。

また、乙所有機器の設置・撤去費用及び電話回線の開閉設費用・通信費用は乙の負担とする。

## 11 業務の条件

本業務は、原則として平日の日中に行うものとするが、甲の業務に支障が生じる場合はこの限りではない。

## 12 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 昇降機保守点検設備概要

対象設備設置建物		沖縄県那覇市金城3丁目5番地1						
同 建物の名称		沖縄県立那覇西高等学校						
製造業者		株式会社日立ビルシステム	機種		UAR-9-2S45			
制御方式		インバータ制御方式						
対象設備設置建物	用途	停止（非停止） 階床数	積載量 (kg)	速度 (m/min)	台数	遠隔監視	遠隔点検	竣工検査 年月日
	乗用	3 (0)	600 k g (9名)	45	1	有	有	2025-11
付加装置		<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 停電時自動着床装置</li> <li style="width: 50%;">・ マルチビームドアセンサー</li> <li style="width: 50%;">・ 地震時管制運転装置</li> <li style="width: 50%;">・ ケアフルセンサー</li> <li style="width: 50%;">・ 初期微動感知地震時管制運転装置</li> <li style="width: 50%;">・ 液晶インジケーター</li> <li style="width: 50%;">・ 火災時管制運転装置</li> <li style="width: 50%;">・ LED天井照明</li> <li style="width: 50%;">・ 音声案内装置</li> <li style="width: 50%;">・ 遮煙ドア</li> </ul>						

〈別紙一2〉

令和 年 月 日

## 業務責任者選任通知書

沖縄県立那覇西高等学校  
校長 仲吉 健一 殿

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

住 所  
名 称  
代表者

印

委託業務の名称	昇降機保守点検業務委託契約
委託業務の場所	沖縄県立那覇西高等学校 沖縄県那覇市金城3丁目5番地1
委託期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
業務責任者氏名	
業務責任者が有する資格	

※業務責任者が有する資格を証明する書類の写しを添付すること。

別表- I リモート点検(遠隔機器点検)内容

点検項目		点検内容
制御関連機器	設置環境	機器温度
	制御盤	接触器動作状態
		制御機器動作状態
巻上機	ブレーキ作動状態	
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
	停電灯	点灯状態
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態
		加速状態
		一定速走行状態
		減速状態
		着床状態

※(注)リモート点検(遠隔機器点検)とは、24時間・365日休むことなく運行状況をチェックすることをいう。